

植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程

令和5年1月4日付け4農技協第78号
(令和5年1月4日付け4輸国第4164号輸出・国際局長変更承認)
一部改正 令和5年4月12日
(令和5年4月12日付け5輸国第50号輸出・国際局長変更承認)
一部改正 令和6年4月9日
(令和6年4月9日付け5輸国第4978号輸出・国際局長変更承認)
一部改正 令和7年3月18日
(令和7年3月18日付け6輸国第3415号輸出・国際局長変更承認)
一部改正 令和8年3月10日
(令和8年3月10日付け7輸国第3836号輸出・国際局長変更承認)

第1 目的

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）は、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の6（3）の植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業の実施について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、交付等要綱、植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2食産第5433号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、本規程により、間接補助事業として実施する実施要領第3の1から4までにおける間接補助事業者（以下「事業実施団体等」という。）への補助金の交付等の事務を適正に実施するものとする。

第2 事業の内容等（交付対象要件の定義及び補助金の額を含む。）

コンソーシアムは、別に定める公募要領に基づく応募者の中から、有識者等で構成される選定委員会を開催して次に掲げる1から4までの取組を行う事業実施団体等を予算の範囲内で選定し、補助するものとする。

補助金の額は、実施要領第3の5に係る経費を含めて200,000千円以内とし、補助対象経費は、第2の1から4までの事業を実施するために必要な次に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものとする。補助率は次に掲げるとおりとし、この範囲内で事業の実施に必要となる経費を助成する。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

1 海外品種登録出願促進対策

新品種の開発後、国際条約では4年あるいは6年以内に限り品種登録出願が認められているが、この期間内に海外で出願を行っても、出願前に流通した種苗に育成者権が及ばないことから、当該国で無断栽培が拡大する可能性がある。

こうした状況の中、海外における我が国品種の育成者権を確保するため、以下の交付対象要件

に掲げる内容を満たす品種の育成者権者による海外への品種登録出願に係る取組を支援する。

(交付対象要件)

支援対象は、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、輸出戦略上重要な品目として位置づけられた品目（果樹類、いちご等）の品種並びに侵害リスクが高く、輸出への影響が懸念される栄養繁殖性植物及び穀類の品種を原則とし、我が国農産物の輸出力強化に資する優先度を勘案した上で、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 我が国において育成され、品種登録出願されたものであること。
- (2) 出願先国の植物品種保護制度において保護対象となる品種であり、かつ、出願先国が規定する未譲渡性等の出願要件を満たしていること。
- (3) 海外において当該品種の品種登録を行うことが我が国農産物の輸出力の強化につながるものであること。

(補助率及び補助対象経費)

海外への品種登録や通関手続に精通した専門知識を有する者等と契約（支援対象となる品種の育成者権者が別に選定した場合を含む。）し、その契約者又は当該育成者権者が海外への品種登録に関する手続等を行う際に必要となる経費のうち、我が国の輸出力強化のため重要な日本産の農産物の品種の場合は定額、それ以外は1/2以内とする。

- ・国内経費：出願申請書作成費、翻訳費、補正資料作成経費、種苗輸送経費、通関経費、通信運搬費、代理人経費、出願関連調査費、その他の出願に付帯する費用
- ・国外経費：出願申請費、種苗提出経費、通関経費、審査費、登録費、補正資料提出経費、栽培試験費、翻訳費、通信運搬費、代理人経費、出願関連調査費、その他の出願に付帯する費用

2 海外商標登録出願促進対策

日本産の農産物等（水産物・食品を含む。以下「農産物等」という。）の模倣被害の防止のため、以下の交付対象要件に掲げる内容を満たす農産物等の商標権者等による海外における商標権等の取得に必要な取組を支援する。

(交付対象要件)

輸出重点品目の農産物等及び侵害リスクが高く、輸出への影響が懸念される日本産の農産物等を原則とし、我が国農産物等の輸出力強化に資する優先度を勘案した上で、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 我が国において生産された農産物等であること。
- (2) 海外において当該農産物等の商標権等を取得することが我が国農産物等の輸出力の強化につながるものであること。

(補助率及び補助対象経費)

海外への商標等の出願や通関手続に精通した専門知識を有する者等と契約（支援対象となる農産物等の商標権者等が別に選定した場合を含む。）し、その契約者又は当該商標権者等が海外への商標等の出願に関する手続等を行う際に必要となる経費のうち、我が国の輸出力強化のため重要な日本産の農産物等の場合は定額、それ以外は1/2以内とする。

- ・人件費、謝金、賃金、旅費、事務費（消耗品費、翻訳費、通訳費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費等）、委託費、代理人経費、出願関連調査費、申請等費用（認証費用、申請書作成

費、商標等登録出願料、応答費用等)、その他の海外への商標等登録出願に必要な費用

3 海外侵害対策

以下の交付対象要件に掲げる内容を満たす海外における我が国優良品種の無断栽培・冒認出願や日本産の農産物等の模倣被害に対応するために必要な取組を支援する。

(交付対象要件)

我が国において育成された品種又は我が国において生産された農産物等に係る知的財産権(育成者権や商標権等をいう。以下同じ。)の侵害、疑義、侵害警告等に係る取組であること。

(補助率及び補助対象経費)

海外において知的財産権の権利侵害の事実を証明するために必要な調査、証拠収集、真正性の立証、警告・栽培差止め、訴訟等に要する経費や、海外における知的財産権の侵害対策に精通した専門知識を有する者等と契約(支援対象となる案件当事者が別に選定した場合を含む。)し、その契約者又は当該案件当事者が海外での侵害対策の手続等を行う際に必要となる経費を定額で補助する。

・人件費、謝金、賃金、旅費、会議費、事務費(消耗品費、翻訳費、通訳費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費等)、係争支援費、鑑定等の調査費、代理人経費、弁護士等費用(弁護士、弁理士等の専門家に業務を依頼する際に要する経費)、委託費(事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費)、その他の侵害対策に付帯する費用

4 戦略的な海外ライセンスの推進等対策

海外における戦略的なライセンスの推進や優良品種の実践的な国内管理モデルの構築を図るため、以下の交付対象要件に掲げる内容を満たす者による(1)から(4)までの取組を支援する。

(1) 我が国品種の活用推進

海外ライセンスの候補国・地域における我が国品種の安定的な生産体系・販路の構築のために必要となる試験栽培、プロモーション(品種の海外展示会への出展・商談、日本産の真正苗を使用するメリットの普及等)等、我が国品種の導入推進に向けた取組を行う。

(2) 植物検疫等対応

海外ライセンスの候補国・地域での試験栽培や増殖に当たり、種苗を持ち込むための検疫等の規制情報や対応実績が少なく多大な時間を要している状況を改善するため、必要な情報収集や検疫対応等を行う。

(3) 防衛的許諾モデルの構築

品種の流出リスクの高い国における実効的な侵害監視・侵害対応体制の確立を目的とした防衛的なライセンス(以下「防衛的許諾」という。)の先駆的モデルの構築のため、ライセンス先の選定や契約条件の交渉等の取組を行う。

(4) 優良品種の実践的な国内管理モデルの構築

我が国優良品種の国内管理を徹底するため、苗木管理システムを活用した苗木の個体管理、クラブ制やリース方式等による苗木管理等を産地規模で導入する等、厳格かつ効果的な管理優良モデルの確立に必要な取組を行い、横展開に取り組む。

(交付対象要件)

以下のいずれかに該当する者であること。

(1) 育成者権者に代わり、専門的に育成者権を管理し、戦略的なライセンス(登録品種又は

一般品種について、その育成者権者等が、当該品種に係る知的財産権その他の知的財産（ブランド、栽培技術などを含む。）に由来する権原に基づき、他者に対し、当該品種その他当該品種に係る知的財産の利用を許諾・許可すること。以下同じ。）や侵害の監視・対応等を適切に行う体制及び計画を有することについて、農林水産省から認定を受けた機関（以下「育成者権管理機関」という。）

(2) 育成者権管理機関として認定を受けることを目指し、次に掲げる要件を全て満たす団体
ア 法人であること。

イ 育成者権に関する専門的知識及びライセンス業務に関する知見・実務経験を有する人員を配置し、ライセンス契約、許諾料管理、監視・侵害対応等を適正に行うことができる組織体制・能力を有すること又は本事業期間内に整備する、具体的な予定を明示できること。

ウ 我が国品種の特性や栽培技術に関する知見を有し、栽培技術指導を行うことができる組織体制・能力を有すること又は本事業期間内に整備する、具体的な予定を明示できること。

エ 「海外ライセンス指針（令和5年12月）」の内容を踏まえ、無断栽培を抑止しつつ、国内農業振興とも整合する海外ライセンス事業計画を策定していること又は本事業期間内に策定する予定があること。

オ 「優良品種の保護・活用に関する指針（令和7年7月）」の内容を踏まえ、品種の流出を防止するための国内管理事業計画を策定又は本事業期間内に策定する予定があること。

(補助率及び補助対象経費)

4の(1)から(4)までの取組に必要な経費を定額で補助する。

(1) 我が国品種の活用推進

人件費、謝金、賃金、旅費、賃借料及び使用料、備品費、会議費、事務費（消耗品費、翻訳費、通訳費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費、光熱水費等）、弁護士等費用（弁護士、弁理士等の専門家に業務を依頼する際に要する経費）、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）、種苗輸送経費、通関経費、試験栽培費、動画作成費、品種紹介資料作成費、その他の我が国品種の活用推進に必要な付帯する経費

(2) 植物検疫等対応

人件費、謝金、賃金、旅費、賃借料及び使用料、備品費、会議費、事務費（消耗品費、翻訳費、通訳費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費、光熱水費等）、調査費、弁護士等費用（弁護士、弁理士等の専門家に業務を依頼する際に要する経費）、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）、種苗輸送経費、通関経費、組織培養苗の作成費、病害検査費、植物検疫費、その他の植物検疫等対応に必要な付帯する経費

(3) 防衛的許諾モデルの構築

人件費、謝金、賃金、旅費、賃借料及び使用料、備品費、会議費、事務費（消耗品費、翻訳費、通訳費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費、光熱水費等）、係争費、鑑定等の調査費、公証手数料、弁護士等費用（弁護士、弁理士等の専門家に業務を依頼する際に要

する経費)、委託費(事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費)、契約書作成費、その他の防衛的許諾モデルの構築に必要な付帯する経費

(4) 優良品種の実践的な国内管理モデルの構築

人件費、謝金、賃金、旅費、賃借料及び使用料、備品費、会議費、事務費(消耗品費、翻訳費、通訳費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費、光熱水費等)、係争費、鑑定等の調査費、公証手数料、委託費(事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費)、種苗輸送経費、説明会開催費、契約書作成費、剪定枝処分経費(粉碎機等借料、廃棄処分費等)、管理指導費、圃場管理用機器等設置費、システム運用費(利用料・保守管理費・改修費等)、その他の優良品種の実践的な国内管理モデルの導入に必要な付帯する経費

第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和9年3月31日までとする。

第4 事業の公募

- 1 コンソーシアムは、有識者等で構成される選定委員会を設置・開催し、事業実施団体等を公募により採択するものとする。選定委員会は、応募者から提出された書類の内容が支援対象要件に合致するか等について審査を行うものとし、第2の1から4までの取組について、次に掲げる内容に該当する場合にポイントを付与して、予算の範囲内で優先的に採択する。

なお、コンソーシアムは、事業実施団体等を公募するごとに、選定委員会を開催し、審査を行うものとする。

【基礎点】

- (1) 実施体制の適格性
- (2) 事業内容及び実施方法(事業内容の具体性等)
- (3) 事業の効果

【加算点】

- (1) 海外品種登録出願促進対策

- ア 輸出重点品目の品種
- イ 輸出事業計画に明確に記載されている輸出に取り組む品種
- ウ フラッグシップ輸出産地応募書類に明確に記載されている輸出に取り組む品種
- エ 種苗法の一部を改正する法律(令和2年法律第74号)による改正後の種苗法に基づき海外持出制限の届出を行っている品種
- オ 国内又は海外での具体的な普及・販売が実施又は実施予定の品種
- カ 育成者権管理機関にライセンス又はライセンス予定の品種
- キ 食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)による輸出の促進のKPIに掲げる「公的機関における海外への品種登録出願に係る判断基準の整備」を実施する、又は実施する予定の公的機関が扱う品種

- (2) 海外商標登録出願促進対策

- ア 輸出事業計画に明確に記載されている輸出に取り組む農産物等
- イ 認定フラッグシップ輸出産地一覧に明確に記載されている輸出に取り組む農産物等

- ウ 国内又は海外での具体的な普及・販売が実施又は実施予定の農産物等
- エ 育成者権管理機関にライセンス又はライセンス予定の品種に係る農産物等

(3) 海外侵害対策

- ア 我が国農産物等の輸出力強化のため重要な品目であること。
- イ 輸出事業計画に明確に記載されている輸出に取り組む品目であること。
- ウ 認定フラッグシップ輸出産地一覧に明確に記載されている輸出に取り組む品目であること。
- エ 複合的に知的財産権を活用し、より効果的な侵害対策を講じるものであること。

(4) 戦略的な海外ライセンスの推進等対策

育成者権管理機関であること。

- 2 コンソーシアムは、1の審査の結果（採択又は不採択）を応募者に対し、通知するものとする。

第5 事業実施の手続

1 事業実施計画の（変更）承認等

コンソーシアムが行う公募により選定された事業実施団体等は、別記様式1により作成した事業実施計画をコンソーシアムに提出し、承認を受けるものとする。その際、事業実施団体等は、事業実施計画の別添3「環境負荷低減のチェックシート」（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付しなければならない。コンソーシアムは、実施要領第6の2の（1）に基づき、提出された事業実施計画を取りまとめ、予算の範囲内で見込まれる採択計画を明示した上で実施要領別記様式4により事業実施団体等への採択通知に先立ち農林水産省輸出・国際局長に報告するものとする。その際、コンソーシアムは、事業実施団体等から提出されたチェックシートを添付するものとする。

なお、事業実施計画を変更又は中止若しくは廃止する場合には、これに準じて行うものとする。

2 補助金の交付申請

事業実施計画の承認の通知を受けた事業実施団体等は、補助金の交付（又は変更交付）を受けようとするときは、交付申請書を別記様式2により作成し、コンソーシアムに提出するものとする。

なお、事業実施団体等は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施団体等については、この限りでない。

3 補助金の交付決定

コンソーシアムは、2の交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認められた場合は速やかに交付決定を行い、事業実施団体等に補助金の交付決定の通知を行うものとする。その際、コンソーシアムは、必要な条件を付すことができるものとする。

4 補助金の交付申請の取下げ

事業実施団体等は、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面をコンソーシアムに提出しなければならない。

5 事業の進捗状況管理・助言等

コンソーシアムは、事業実施団体等に対して、事業実施年度の途中、必要な報告を求めることができるものとする。また、本事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うものとする。

6 事業遅延の届出

事業実施団体等は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、速やかに本事業が予定の期間内に完了しない理由又は本事業の遂行が困難となった理由及び本事業の遂行状況を記載した書類をコンソーシアムに提出し、その指示を受けなければならない。

7 補助金の遂行状況の報告

事業実施団体等は、補助金の交付決定に係る年度の12月末現在において別記様式4により事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までにコンソーシアムに提出するものとする。ただし、同時に9の(4)のただし書に基づく概算払を受けようとする場合には、別記様式7による概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

8 実績報告書の提出

(1) 事業実施団体等は、本事業の完了(中止又は廃止の承認があった場合を含む。)の日から起算して1ヶ月を経過した日又は3月15日のいずれか早い日までに、別記様式5により実績報告書を作成し、コンソーシアムに提出するものとする。

(2) 出願先国当局から出願拒絶される等のやむを得ない理由により事業が終了することや遅延することもあるが、海外への品種、商標等の登録出願の支援が目的であることから、事業期間内に取り組むことができた内容をもって本事業の完了とする。

(3) 2のただし書により補助金の交付申請をした事業実施団体等は、(1)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(4) 2のただし書により補助金の交付申請をした事業実施団体等は、(1)の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施団体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式6の消費税等相当額報告書により速やかにコンソーシアムに報告するとともに、コンソーシアムの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年の5月31日までに、同様式によりコンソーシアムに報告しなければならない。

9 補助金の額の確定及び支払等

(1) コンソーシアムは、8の(1)の規定による実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施団体等に通知するものとする。

- (2) コンソーシアムは、事業実施団体等に交付すべき補助金の額が確定した後、速やかに補助金を支払うものとし、8の実績報告書の提出が3月15日となった場合であっても、前項に規定する通知及び支払を令和9年3月31日までに完了する。
- (3) 代理人手数料（コンソーシアムと契約を結んだ代理人（以下「指定代理人」という。）に限る。）については、契約に基づき当該経費に対する補助金を直接指定代理人に支払うことができるものとする。ただし、この場合においても、事業実施団体等は、本規程に基づく事業の実施者として、必要な情報を集め、所要の手続を主体的に行うものとする。
- (4) 補助金は原則として精算払とする。ただし、前項の場合を除き、事業実施団体等は、補助金の一部について概算払を受けることができる。概算払を受けようとする事業実施団体等は、別記様式7により概算払請求書をコンソーシアムに提出するものとする。
- なお、コンソーシアムは、事業実施団体等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- (5) (4)の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第6 事業の着手

事業実施団体等による事業の実施については、補助金の交付決定後に着手するものとする。

第7 交付決定の取消し等

- 1 コンソーシアムは、事業実施団体等から第5の1の事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5の3の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 事業実施団体等が、法令、交付等要綱、実施要領又は本規程に基づくコンソーシアムの処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施団体等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施団体等が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
- (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 コンソーシアムは、1の規定による取消しをした場合において、事業実施団体等に既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 コンソーシアムは、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第8 事業実施状況の報告及び指導等

- 1 事業実施状況の報告

事業実施団体等は、事業終了後速やかに、事業実施計画に準じて、事業実施結果について事業実施状況報告書を作成し、実績報告書と併せて提出するものとする。コンソーシアムは、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、事業実施団体等に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 指導等

コンソーシアムは、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の進捗状況が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施団体等に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第9 財産の管理等及び財産処分の制限

- 1 事業実施団体等は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 3 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
- 4 前2項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 5 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめコンソーシアムの承認を受けなければならない。
- 6 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部について、コンソーシアムを通じ、国に納付することを条件とすることがある。

第10 補助金の経理

- 1 事業実施団体等は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施団体等は、前項の収入及び支出について交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施団体等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式8による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第11 個人情報保護等に係る対応

コンソーシアムが設置する選定委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た応募者の本事業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第12 その他

1 助成対象

事業実施団体等が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

2 事業実施団体等の事業遂行

事業実施団体等は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

3 その他の規程

この規程に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、コンソーシアムが別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月12日から施行する。
- 2 この規程による改正前の規程に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月9日から施行する。
- 2 この規程による改正前の規程に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年3月18日から施行する。
- 2 この規程による改正前の規程に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和8年3月10日から施行する。
- 2 この規程による改正前の規程に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1（第 5 の 1 関係）

番 号
年月日

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
代表機関 公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会
理事長 藤本 潔 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和〇年度植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程に基づく事業実施
計画の提出（変更、中止又は廃止）について

植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程（令和 5 年 1 月 4 日付け 4 農技協第 78
号）第 5 の 1 の規定に基づき、別添により事業実施計画を提出（変更、中止又は廃止）する。

注 1：関係書類として別添を添付すること。

2：事業実施状況報告書として本様式を用いる場合には、「第 5 の 1」を「第 8 の 1」、「事業実施計
画」を「事業実施状況報告書」、件名を「令和〇年度植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策
事業実施規程に基づく事業実施結果の報告について」とし、別添 1 中「事業実施計画書」とある
のは、「事業実施報告書」とし、実績を記載すること。

別添 1

植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程に基づく事業実施計画書

1 本事業の目的

〇〇を行うため。
※〇〇には、「海外品種登録出願促進対策」、「海外商標登録出願促進対策」、「海外侵害対策」
又は「戦略的な海外ライセンスの推進等対策」のいずれかを記載。

2 本事業の内容

--

注：別添 1－1 から 1－4 までのうち事業ごとに必要な書類を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区分	事業費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	
	円	円	円	
計				

注 1：区分の欄には、第 2 に掲げる補助対象経費のうち該当する経費を記載すること。

2：備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、人数等）を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉としてもよいこととし、海外品種登録出願の場合は、品種別、国別の経費内訳表を添付すること。

3：事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に委託先と委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載すること。

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 添付書類

外部へ委託する場合には、その相手先の概要がわかる資料及び委託契約書（案）の写し。

その他、植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムが必要とする資料

海外品種登録出願促進対策

I. 品種登録に関する事項

1. 出願品種の種類及び品種名称

品種の種類		品種名称	
-------	--	------	--

複数品種の支援申請をしている場合、上記の出願品種の優先順位を記入してください

優先順位	
------	--

2. 育成者権者の氏名及び住所

注：各記載欄において、記載内容を応募書類から変更する場合は、変更箇所がわかるように修正すること。以下同じ。

3. 日本での出願公表日及び出願番号（出願前の品種については出願予定年月日）

--

4. 出願品種の概要（主要な特性等）

--

5. 出願品種の販売の状況（種苗及び収穫物の販売開始年月日）

種苗の販売開始年月日：

収穫物の販売開始年月日：

--

6. 出願国名（複数ある場合は、優先順位の高い順に記載すること）

--

7. 出願スケジュール（出願国ごとに記載すること）

--

8. 代理人の指定の有無（有の場合は、代理人の氏名等を記載すること）

--

9. 登録後の登録維持・更新費用の負担

出願者が負担 出願者以外が負担 維持更新しない

（出願者以外が負担する場合は、出願者との関係を記載すること）

II. 輸出に関する事項

1. 輸出重点品目（注1）に該当する品種か。

はい いいえ

2. 輸出事業計画（注2）に明確に記載されている輸出に取り組む品種か。

はい いいえ

（該当する場合には、輸出事業計画を添付し、今後の輸出計画を下記に記載すること。）

3. フラッグシップ輸出産地（注3）応募書類に明確に記載されている輸出に取り組む品種か

はい いいえ

（該当する場合には、輸出産地の名称を記載し、応募書類を添付するとともに、今後の輸出計画を下記に記載すること。）

4. 種苗法の一部を改正する法律（令和2年法律第74号）に基づく海外持出制限の届出を行っている品種か。

はい いいえ

5. 国内又は海外での具体的な普及・販売を実施又は実施予定の品種か。

- ①国内で具体的な普及・販売を実施している
- ②国内で具体的な普及・販売を令和9年度までに実施予定である
- ③日本からの輸出により海外で具体的な普及・販売を実施している
- ④日本からの輸出により海外で具体的な普及・販売を令和9年度までに実施予定である
- ⑤海外でライセンス生産による具体的な普及・販売を実施している
- ⑥海外でライセンス生産による具体的な普及・販売を令和9年度までに実施予定である
- ⑦上記以外の品種

①～⑥にチェックした場合は普及・販売の実施（予定）内容を具体的に記載すること。

6. 「育成者権管理機関」（注4）にライセンス又はライセンスの予定はあるか。

ある ない

7. 「公的機関における海外への品種登録出願に係る判断基準の整備」(注5。以下「判断基準の整備」という。)を実施する、又は令和9年度までに実施予定の公的機関が扱う品種か。

「判断基準の整備」を実施する公的機関が扱う品種

「判断基準の整備」を令和9年度までに実施する予定の公的機関が扱う品種

上記以外の品種

8. その他、補足説明があれば記載すること(輸出拡大のための重要性、侵害リスク等)

--

III. 出願の方法

出願代理人を通じて行う

出願手続を行う代理人名を下記に記載

--

申請者自らが行う

IV. 経費見込み

区分	事業費 (A+B) 円	負担区分		備考
		国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	
計				

注1: 区分の欄には、実施規程第2に掲げる補助対象経費のうち該当する経費を記載すること。

2: 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、人数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉としてもよいこととし、海外品種登録出願の場合は、品種別、国別の経費内訳表を添付すること。

3: 事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に委託先と委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載すること。

V. 申請に関する問合せ先

所属・役職	
氏名	
Eメール	
電話	
FAX	

注1：輸出重点品目

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、輸出戦略上重要な品目として位置づけられた品目（果樹類、いちご等）。詳細は下記参照。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/attach/pdf/index-43.pdf>

注2：輸出事業計画

農林水産大臣に認定を受けた、単独又は共同で農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るための事業に関する計画。詳細は下記参照。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku_kohyo.html

注3：フラッグシップ輸出産地

農林水産大臣に認定を受けた、海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸取出組の手本となる産地。詳細は下記参照。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/240807.html>

注4：育成者権管理機関

育成者権者に代わり、専門的に育成者権を管理し、戦略的なライセンスや侵害の監視・対応等を適切に行う体制及び計画を有することについて、農林水産省から認定を受けた機関

注5：「公的機関における海外への品種登録出願に係る判断基準の整備」

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）による輸出の促進のKPIに掲げる

「公的機関における海外への品種登録出願に係る判断基準の整備」を実施する、又は実施する予定の公的機関。「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）」は下記参照。

https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-61.pdf

海外商標登録出願促進対策

I. 商標等登録に関する事項

1. 出願する農産物等の種類及び名称、取得する知的財産権

農産物等の 種類		名称	
-------------	--	----	--

知的財産の 種類	
-------------	--

複数農産物等の支援申請をしている場合、上記の出願農産物等の優先順位を記入してください

優先順位	
------	--

2. 申請者の氏名及び住所

注：各記載欄において、記載内容を応募書類から変更する場合は、変更箇所がわかるように修正すること。以下同じ。

3. 日本での出願公表日及び出願番号（出願前の品種については出願予定年月日）

--

4. 出願する農産物等の概要（出願する区分等）

--

5. 出願国名（複数ある場合は、優先順位の高い順に記載すること）

--

6. 出願スケジュール（出願国ごとに記載すること）

--

7. 共同出願の有無（有の場合は共同出願人、権利の持ち分、費用負担割合を記載）

--

8. 代理人の指定の有無（有の場合は、代理人の氏名等を記載すること）

--

II. 輸出に関する事項

1.輸出事業計画（注1）に明確に記載されている輸出に取り組む農産物等か。

はい いいえ

（該当する場合には、輸出事業計画を添付し、今後の輸出計画を下記に記載すること。）

2.フラッグシップ輸出産地（注2）応募書類に明確に記載されている輸出に取り組む農産物等か。

はい いいえ

（該当する場合には、輸出産地の名称を記載し、応募書類を添付するとともに、今後の輸出計画を下記に記載すること。）

3. 国内又は海外での具体的な普及・販売を実施又は実施予定の農産物等か。

- ①国内で具体的な普及・販売を実施している
- ②国内で具体的な普及・販売を令和9年度までに実施予定である
- ③日本からの輸出により海外で具体的な普及・販売を実施している
- ④日本からの輸出により海外で具体的な普及・販売を令和9年度までに実施予定である
- ⑤海外でライセンス生産による具体的な普及・販売を実施している
- ⑥海外でライセンス生産による具体的な普及・販売を令和9年度までに実施予定である
- ⑦上記以外の農産物等

①～⑥にチェックした場合は普及・販売の実施（予定）内容を具体的に記載すること。

4.「育成者権管理機関」（注3）にライセンス又はライセンス予定の品種に係る農産物等か。

ある ない

5.その他、補足説明があれば記載すること（輸出拡大のための重要性、侵害リスク等）

III. 出願の方法

出願代理人を通じて行う

出願手続を行う代理人名を下記に記載

申請者自らが行う

IV. 経費見込み

区分	事業費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	
	円	円	円	
計				

- 注1：区分の欄には、実施規程第2に掲げる補助対象経費のうち該当する経費を記載すること。
 2：備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、人数等）を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉としてもよいこととし、海外品種登録出願の場合は、品種別、国別の経費内訳表を添付すること。
 3：事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に委託先と委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載すること。

V. 申請に関する問合せ先

所属・役職	
氏名	
Eメール	
電話	
FAX	

注1：輸出事業計画

農林水産大臣に認定を受けた、単独又は共同で農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るための事業に関する計画。詳細は下記参照。

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu keikaku kohyo.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku_kohyo.html)

注2：フラッグシップ輸出産地

農林水産大臣に認定を受けた、海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸出取組の手本となる産地。詳細は下記参照。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/240807.html>

注3：育成者権管理機関

育成者権者に代わり、専門的に育成者権を管理し、戦略的なライセンスや侵害の監視・対応等を適切に行う体制及び計画を有することについて、農林水産省から認定を受けた機関

海外侵害対策

I. 侵害対策に関する事項

1. 対策を講じる農産物等の種類及び名称、知的財産権

農産物等の 種類		名称	
-------------	--	----	--

知的財産の 種類	
-------------	--

複数の支援申請をしている場合、上記の対策を講じる農産物等の優先順位を記入してください

優先順位	
------	--

2. 申請者の氏名及び住所

注：各記載欄において、記載内容を応募書類から変更する場合は、変更箇所がわかるように修正すること。以下同じ。

3. 知的財産の概要

- ・ 育成者権（植物種類名（和名）、当該国の品種名、当該国の出願番号又は登録番号）

--

- ・ 商標権等（知的財産の内容（区分等）、当該国の出願番号又は登録番号）

--

4. 取組の対象国（複数ある場合は、優先順位の高い順に記載すること）

--

5. 取組期間（国ごとに記載すること）

--

6. 代理人の指定の有無（有の場合は、代理人の氏名等を記載すること）

--

II. 輸出に関する事項

1.輸出事業計画（注1）に明確に記載されている輸出に取り組む農産物等か。

はい いいえ

（該当する場合には、輸出事業計画を添付）

2.フラッグシップ輸出産地（注2）応募書類に明確に記載されている輸出に取り組む農産物等か。

はい いいえ

（該当する場合には、輸出産地の名称を記載し、応募書類を添付）

3.知的財産を複合的に活用しているか。（当該国で取得している知的財産の種類）

はい いいえ

（取得している知的財産の種類を記入）

4.その他、補足説明があれば記載すること（輸出拡大のための重要性、侵害リスク等）

--

III. 取組の方法

代理人を通じて行う

手続を行う代理人名を下記に記載

--

申請者自らが行う

IV. 経費見込み

区分	事業費 (A+B) 円	負担区分		備考
		国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	
計				

注1：区分の欄には、実施規程第2に掲げる補助対象経費のうち該当する経費を記載すること。

2：備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、人数等）を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉としてもよいこととし、海外品種登録出願の場合は、品種別、国別の経費内訳表を添付すること。

3：事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に委託先と委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載すること。

V. 申請に関する問合せ先

所属・役職	
氏名	
Eメール	
電話	
FAX	

注1：輸出事業計画

農林水産大臣に認定を受けた、単独又は共同で農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るための事業に関する計画。詳細は下記参照。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku_kohyo.html

注2：フラッグシップ輸出産地

農林水産大臣に認定を受けた、海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸出取組の手本となる産地。詳細は下記参照。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/240807.html>

戦略的な海外ライセンスの推進等対策

I. 海外ライセンスの推進等に関する事項

1. 育成者権管理機関（注1）として農林水産省から認定を受けていますか。

はい いいえ

（育成者権管理機関として認定を受けた場合には、認定に係る関連書類を添付）

2. 実施しようとする取組

我が国品種の活用推進 植物検疫等対応

防衛的許諾モデルの構築 優良品種の実践的な国内管理モデルの構築

（取り組もうとする内容）

注：各記載欄において、記載内容を応募書類から変更する場合は、変更箇所がわかるように修正すること。以下同じ。

3. 申請者の氏名及び住所

注：法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに住所を記載すること。

4. 取組体制（契約先が取り組むものも含め記載すること）

- ・ 人員配置状況、役割・過去の取組実績など、育成者権に関する専門的知識及びライセンス業務に関する知見・実務経験を有することがわかる情報（予定の場合はわかるように記載すること）

- ・ ライセンス契約、許諾料管理、監視・侵害対応等を適正に行うことができる組織体制・能力を有することがわかる情報（予定の場合はわかるように記載すること）

- ・ 品種の特性や栽培技術に関する知見を有し、栽培技術指導を行うことができる組織体制・能力を有することがわかる情報（予定の場合はわかるように記載すること）

5. 海外ライセンス事業計画（注2）を策定していますか。

はい いいえ 事業期間内に策定予定

（該当する場合には、海外ライセンス事業計画を添付）

6. 国内管理事業計画（注3）を策定していますか。

はい いいえ 事業期間内に策定予定

（該当する場合には、国内管理事業計画を添付）

7.その他、補足説明があれば記載すること（対策の重要性、侵害の事実やリスク等）

--

II. 経費見込み

区分	事業費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	
	円	円	円	
計				

- 注1：区分の欄には、実施規程第2に掲げる補助対象経費のうち該当する経費を記載すること。
 2：備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、人数等）を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉としてもよいこととし、海外品種登録出願の場合は、品種別、国別の経費内訳表を添付すること。
 3：事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に委託先と委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載すること。

III. 申請に関する問合せ先

所属・役職	
氏名	
Eメール	
電話	
FAX	

注1：育成者権管理機関

育成者権者に代わり、専門的に育成者権を管理し、戦略的なライセンスや侵害の監視・対応等を適切に行う体制及び計画を有することについて、農林水産省から認定を受けた機関

注2：海外ライセンス事業計画

「海外ライセンス指針（令和5年12月）」の内容を踏まえ、無断栽培を抑止しつつ、国内農業振興とも整合する海外ライセンスの事業計画。「海外ライセンス指針（令和5年12月）」は下記参照。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/kaigai_license-1.pdf

注3：国内管理事業計画

「優良品種の保護・活用に関する指針（令和7年7月）」の内容を踏まえ、品種の流出を防止するための国内管理を実施する事業計画。「優良品種の保護・活用に関する指針（令和7年7月）」は下記参照。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/yuryo_hinsyu-1.pdf

事業実施団体等の概要等

1. 事業実施団体等の概要

団体名 代表者の役職及び氏名 担当者氏名 所属部署 〒 住所 電話番号 FAX メールアドレス ホームページ	
事業実施団体等の事業概要	

注：事業実施団体等の概要が分かるパンフレット等による代替も可とする。

(別添3)

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名： _____
組織名・代表者氏名： _____
住所： _____
連絡先： _____

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
① <input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
② <input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③ <input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④ <input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしない (照明、空調、ウォームビ ズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用 等) ように努める	<input type="checkbox"/>
⑤ <input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥ <input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦ <input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑧ <input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨ <input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑩ <input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪ <input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫ <input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬ <input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	<input type="checkbox"/>
⑭ <input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑮ <input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→□

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
代表機関 公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会
理事長 藤本 潔 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和〇年度植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程に基づく (変更)
交付申請書

植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程 (令和 5 年 1 月 4 日付け 4 農技協第 78 号) 第 5 の 2 の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

区 分	事業費 (A + B) 円	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	
計				

注 1 : 区分の欄には、必要な事業を記載すること

2 : 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人 (公共法人、公益法人等) 又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5 % 超となることが確実に見込まれるもの

注 3 : 承認された事業計画書から内容の変更がある場合には、変更箇所がわかるように加筆修正した事業計画書を添付して提出すること。

注 4 : 注 3 により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「下記のとおり補助金の交付を申請する。」を「事業実施計画の一部を変更したので、下記のとおり補助金の交付を申請する。」とすること。

別記様式3（第5の4関係）

番 号
年月日

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
代表機関 公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会
理事長 藤本 潔 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和〇年度植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程に基づく交付申請
取下書

令和〇年〇月〇日付け農技協第〇号をもって補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、
植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程（令和5年1月4日付け4農技協第78号）
第5の4の規定に基づき申請する。

記

- 1 補助事業の交付申請を取り下げる理由
- 2 特記事項

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
代表機関 公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会
理事長 藤本 潔 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和〇年度植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程に基づく事業遂行状況報告書

令和〇年〇月〇日付け農技協第〇号をもって補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程(令和 5 年 1 月 4 日付け 4 農技協第 78 号)第 5 の 7 の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		令和〇年〇月〇日までに完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

注 1 : 区分の欄には、別記様式 1 別添 1 の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

注 2 : 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
代表機関 公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会
理事長 藤本 潔 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和〇年度植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実績報告書

令和〇年〇月〇日付け農技協第〇号をもって補助金の交付決定の通知があったこの事業について、植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程（令和 5 年 1 月 4 日付け 4 農技協第 78 号）第 5 の 8 の（1）の規定に基づき、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として補助金〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 本事業の目的
- 2 本事業で取り組んだ事業内容及び今年度の実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業費 (A + B) 円	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	
計				

注 1：事業の目的：別記様式 1 の内容と変更がない場合には、1 の記載は省略できるものとする。

注 2：本事業で取り組んだ事業内容及び今年度の実績：

「海外品種登録出願」の場合は、出願品種・出願国ごとに進捗状況及び成果を記載すること。

注 3：経費の配分及び負担区分：区分は、別記様式 1 別添 1 の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

また、備考欄には、消費税等相当額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

注 4：報告の際には次の書類を添付すること。

(1) 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し、購入等の領収証の写し。

(2) 外部へ委託した場合は、委託契約書の写し。

(3) 補助金の送金先（金融機関名・支店名、口座種類・口座番号、口座名義（フリガナ））

注 5：括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
代表機関 公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会
理事長 藤本 潔 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和〇年度植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業の仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和〇年〇月〇日付け農技協第〇号をもって補助金の交付決定の通知があったこの事業について、植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程(令和 5 年 1 月 4 日付け 4 農技協第 78 号)第 5 の 8 の (4) の規程に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額	金	円
(令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額のうち事業実施団体等が直接支払った額)		
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3 の金額から 2 の金額を減じて得た額)	金	円

注：記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、生産者団体が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)一生産者団体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る、消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
代表機関 公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会
理事長 藤本 潔 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和〇年度植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程に基づく概算払請求書

令和〇年〇月〇日付け農技協第〇号をもって補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程(令和5年1月4日付け4農技協第78号)第5の9の規定に基づき、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、令和〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行 状況 報告	(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

注1：区分の欄には、植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程第2に記載された事業名（「海外品種登録出願促進対策」等）を記載すること。

注2：遂行状況報告欄には、補助金の交付決定の通知のあった事業の遂行状況（金額ベース）を%（国庫補助金総額を100%）で表すこと（小数点以下第2位を切り上げ、小数点以下第1位まで記載）。また、必要に応じて実施した内容を示す資料を添付すること。

注3：請求の際には次の書類を添付すること。

- (1) 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し、請求書の写し。
- (2) 外部へ委託した場合は、委託契約書の写し。
- (3) 補助金の送金先（金融機関名・支店名、口座種類・口座番号、口座名義（フリガナ））

注4：下線部は、第5の7のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式8（第10の関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施団体等名 _____

事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名												
事業 種類	事業の内容				工期		経費の区分			処分制限期間		処分の状況		摘要		
	事業 種目	事業 主体	施設 区分	設置 場所	着工年 月 日	竣工年 月 日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承認年 月 日		処分の内容	
								国庫補助金	都道府県費	その他						
							円	円	円	円						
	計															
	計															
	計															
合 計																

注1：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

注2：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

注3：摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

注4：この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。